



制度融資「台風第15号対策特別資金」を創設！
 ～令和元年台風第15号の影響を受けている企業への金融支援～

令和元年台風第15号の被害により、売上高等が減少している市内中小企業などの資金繰りを支援するため、制度融資において「**台風第15号対策特別資金**」を創設します。

＜「台風第15号対策特別資金」の特徴＞

～9月20日（金）から～

- ◎融資対象者の要件を緩和し、純売上高等減少の確認期間は最近1か月の減少に短縮
- ◎融資期間1年以内の融資利率は**制度融資で最も低利**
- ◎設備資金の融資期間は「経営安定資金」よりも5年長期
- ◎**据置期間は制度融資で最長**
- ◎**信用保証料は横浜市が全額助成**（例外あり。詳細は下記参照）

【制度概要】

資金名	「台風第15号対策特別資金」	【参考】「経営安定資金」
融資対象者	次のいずれかに該当する方 1 台風第15号の影響により、 最近1か月 の純売上高又は売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、減少している方 2 台風第15号の影響を受け、 「り災証明書」の発行を受けた方	最近3か月又は6か月の純売上高もしくは売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同期と比較して、減少している方 ほか
融資額	8,000万円以内	8,000万円以内 ほか
融資利率	1年以内 年0.8%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 10年超 年2.0%以内	年1.7%以内
資金使途・融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内
据置期間	24か月以内	12か月以内
信用保証料助成等	横浜市が全額助成 横浜市の全額助成（借換え分を除く）は融資額3,000万円を上限とする。 融資額3,000万円超分については、 横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引	保証料助成なし

お問合せ先

横浜市 経済局金融課長 長谷川 政男
 横浜市信用保証協会 経営企画課長 松岡 真樹

Tel 045-671-2586
 Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。